

○富山市請負工事等入札参加者の資格審査及び指名業者の選定に係る委員会規程

平成17年4月1日

富山市訓令第16号

改正 平成19年3月28日富山市訓令第13号

平成20年3月31日富山市訓令第1号

平成28年3月31日富山市訓令第2号

平成30年3月28日富山市訓令第2号

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務委託に関する契約（上下水道局が所管する契約を除く。）の公正かつ適正を期するため、一般競争入札に参加する者（以下「参加業者」という。）の資格審査及び指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）の選定に関し、必要な委員会を設置する。

(資格審査委員会)

第2条 一般競争入札及び指名競争入札の場合における参加業者の資格を審査するため、富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副市長をもって充て、委員長は会務を総理し、審査委員会を代表し、及び会議の議長となる。

4 副委員長は、上下水道事業管理者及び財務部長をもって充て、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。ただし、上下水道事業管理者は、審査委員会の審議事項に応じ、委員長が必要であると認める場合に限り、委員会に出席するものとする。

5 委員は、農林水産部長、活力都市創造部長、建設部長及び上下水道

局長並びに委員長が指定する職にある者をもって充てる。ただし、上下水道局長は、審査委員会の審議事項に応じ、委員長が必要であると認める場合に限り、委員会に出席するものとする。

- 6 審査委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
- 7 審査委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 10 委員長は、緊急を要し、審査委員会の会議を開く時間的余裕がないときは、委員に回議して、これに代えることができる。

(選定委員会)

第3条 指名競争入札の場合における指名業者を選定するため、富山市請負工事等指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設ける。

- 2 前項に規定するもののほか、選定委員会の組織及び運営については前条（第1項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「審査委員会」とあるのは「選定委員会」と読み替えるものとする。

(選定部会)

第4条 選定委員会には、選定部会を設ける。

- 2 選定部会は、選定部会長及び別表に定める委員をもって組織する。
- 3 選定部会長は、財務部長をもって充て、選定部会長は会務を総理し、選定部会を代表し、及び会議の議長となる。
- 4 前3項に規定するもののほか、選定部会の運営については、第2条第6項から第10項までの規定を準用する。この場合において、同条中「審査委員会」とあるのは「選定部会」に、「委員長」とあるのは「選定部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審査委員会及び選定委員会（選定部会を含む。以下同じ。）の庶務は、財務部契約課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、審査委員会及び選定委員会の運営等については、それぞれ委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日富山市訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日富山市訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日富山市訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日富山市訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

農林水産部長、活力都市創造部長、建設部長、委員長が指定する職にある者
------------------------------------